

## 歴史的風致維持向上計画の認定について

平成 27 年 2 月  
国土交通省・文部科学省・農林水産省

「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（通称：歴史まちづくり法）」は、地域の歴史的な風情、情緒を活かしたまちづくりを支援すべく平成20年5月に公布され、同年11月に施行されました。

この法律は、我が国固有の歴史的建造物や伝統的な人々の活動からなる歴史的風致について、市町村が作成した歴史的風致維持向上計画を国が認定することで、法律上の特例や各種事業により市町村の歴史まちづくりを支援するものであり、これまで金沢市、高山市等46市町村の計画を認定しています。

このたび、法第5条に基づき認定申請があった京都府向日市、福島県国見町、奈良県奈良市の歴史的風致維持向上計画について2月23日に認定を行います。これにより歴史的風致維持向上計画の認定数は49市町となります。なお、今回認定を受ける各市町の歴史的風致維持向上計画については、国土交通省、文化庁及び各市町のホームページに23日以降に公開されます。

・国土交通省 HP :

[http://www.mlit.go.jp/toshi/rekimachi/toshi\\_history\\_tk\\_000010.html](http://www.mlit.go.jp/toshi/rekimachi/toshi_history_tk_000010.html)

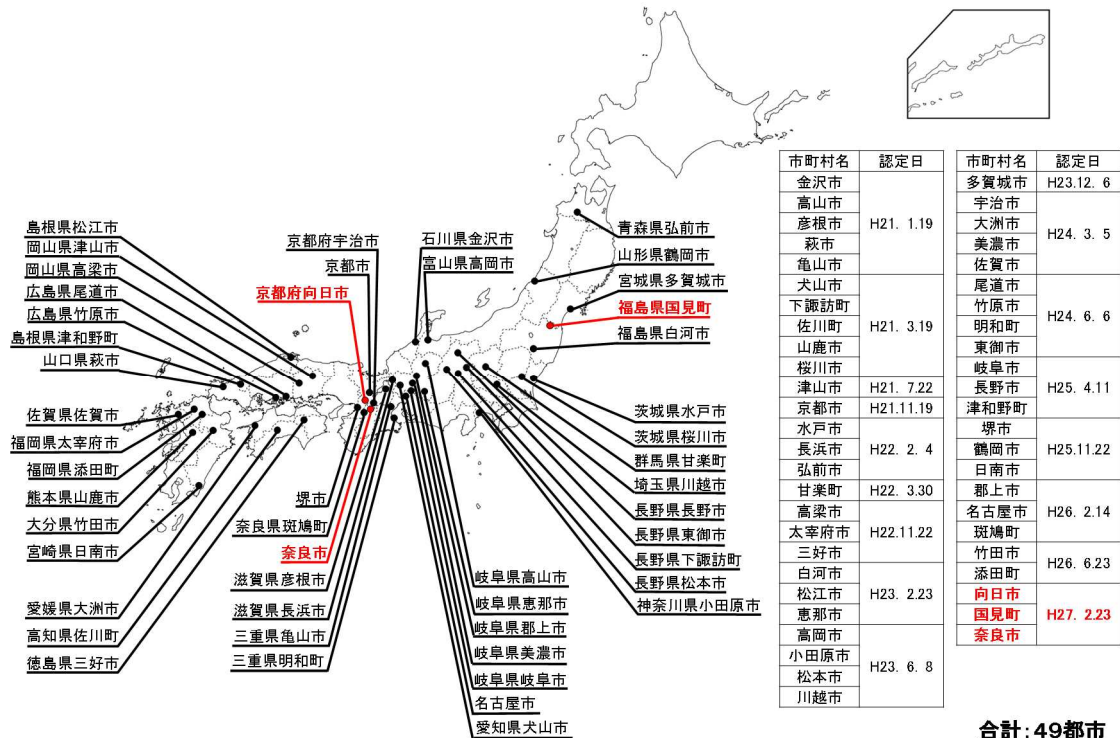


図 歴史的風致維持向上計画の認定状況

## ■各市町の計画の概要（申請順）

### ① 向日市歴史的風致維持向上計画（京都府向日市 認定申請日 H27. 1. 21）

重要文化財「向日神社本殿」等を含み、神幸祭・還幸祭等の祭礼や大極殿祭等の活動が受け継がれ、西国街道沿いの歴史的建造物が残る向日市歴史的風致維持向上地区を重点区域とし、長岡宮跡大極殿の史跡の整備、富永屋をはじめとした歴史的建造物の保存修理、竹の径の景観保全等の事業が位置づけられています。



【向日神社還幸祭の様子】

### ② 国見町歴史的風致維持向上計画（福島県国見町 認定申請日 H27. 1. 22）

史跡「阿津賀志山防塁」等を含み、阿津賀志山防塁の顕彰・教育活動や鹿島神社例大祭等の祭礼の活動が受け継がれ、宿場町や農村集落の歴史的建造物が残る国見町歴史的風致維持向上区域を重点区域とし、阿津賀志山防塁の史跡整備、国見石の保存・活用調査、無形民俗文化財の活動支援等の事業が位置づけられています。



【阿津賀志山防塁の顕彰・教育活動】

### ③ 奈良市歴史的風致維持向上計画（奈良県奈良市 認定申請日 H27. 1. 26）

国宝「春日大社本社本殿」等を含み、春日若宮おん祭等の祭礼や墨作り等の伝統産業が受け継がれ、町家や会所等の歴史的建造物の残る奈良町及び奈良公園地区を重点区域とし、春日大社本社本殿の保存修理、町家等の修理・活用、伝統祭礼・行事の支援等の事業が位置づけられています。



【春日若宮おん祭の様子】